

社会福祉法人撫子会 役員等報酬規程

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 報酬等の支給の基準（第2条—第5条）
- 第3章 報酬等支給基準の公表（第6条）
- 第4章 その他（第7条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人撫子会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。）、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

第2章 報酬等の支給の基準

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第2条 常勤の理事長及び常務理事に対する報酬等の区分は次の各号に定めるとおりとする。

（1）月額報酬

2 非常勤の役員に対する報酬等の区分は次の各号に定めるとおりとする。

（1）月額報酬

3 非常勤の評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等の区分は次の各号に定めるとおりとする。

（1）年額報酬

（報酬額の算定方法）

第3条 常勤の理事長及び常務理事に対する報酬額の算定方法は、各個人について月額50万円までの範囲内で理事会において決定し支給する。

2 非常勤の役員に対する報酬は、別表1の定めにより支給する。

3 非常勤の評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表2の定めにより支給する。

（支給の方法及び形態）

第4条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

ただし、各号に定める支払日が休日に当たるときはこれを前日に繰り上げる。

(1) 月額により支給される報酬の場合は、当該月の報酬を翌月 15 日に支給する。

(2) 年額により支給される報酬の場合は、当該年度の報酬を 7 月 15 日に支給する。ただし、補欠として選任された役員、評議員又は評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に支給される報酬の場合は、任期開始日の属する月の翌月 15 日に支給する。

(3) 日額により支給される報酬の場合は、毎月末日を締め切り日として、翌月 15 日に支給する。

2 前項の報酬等の支給は、原則として本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。

3 月の途中における役員等の就任の場合であって、且つ報酬等が月額により支給される場合は、任期開始日の属する月の翌月から報酬等を支給する。

4 月の途中における役員等の退任又は解任の場合であって、且つ報酬等が月額により支給される場合は、補欠の役員等の任期開始日の属する月まで報酬等を支給する。

(報酬等の限度額)

第 5 条 報酬等の各年度の総額は、第 3 条の規定に限らず、次の各号の限度額を超えてはならない。

- | | | |
|----------------|---|--------------|
| (1) 理事 | … | 500 万円 |
| (2) 監事 | … | 60 万円 |
| (3) 評議員 | … | 定款第 8 条に定める額 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | … | 10 万円 |

第 3 章 報酬等支給基準の公表

(公 表)

第 7 条 法人はこの規定を以て、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第 4 章 その他

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 24 年 12 月 8 日から一部改定し施行する。

- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定し施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改定し施行する。
- 5 この規程は、平成 29 年 6 月 17 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 30 年 3 月 13 日から一部改定し施行する。
- 7 この規程は、令和 3 年 6 月 26 日から一部改定し施行する。(誤字訂正)

別表 1 (非常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
常務理事	月額 70,000 円
理事	月額 20,000 円
監事	月額 15,000 円
上記全ての役員	上記の他、法人業務のための出勤した場合 (理事会及び評議員会等への出席を除く。) 日額 10,000 円

別表 2 (非常勤の評議員及び評議員選任・解任委員の報酬)

役職名	報酬の額
評議員	年額 30,000 円
評議員選任・解任委員	年額 20,000 円